

第四次草加市教育振興基本計画 不登校対策グランドデザイン

【関係法令・通知】

『教育の機会確保法』H29.2施行

『不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)』R1.10文科省

『COCOLOプラン』R5.3文科省

『不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について』R6.8文科省

【児童生徒の不登校の実態(草加市)】

R3 小学校131人 中学校340人 計471人

R4 小学校139人 中学校399人 計538人

R5 小学校186人 中学校394人 計580人

※学校が把握した事実 生活リズムの不調 やる気が出ない 不安・抑うつ 等

令和9年度目標値(発生率)

小学校 0.60%

中学校 4.22%

※令和元年度水準

誰一人取り残す ことのない支援

心豊かな
「草加っ子」
の育成

不登校を生まない支援

多様なニーズ
に対応した
教育と支援

不登校児童生徒への支援

基本的な考え方

1 目指すのは「社会的自立」

—社会的に自立することを目指す—

- ・将来、児童生徒が精神的にも、経済的にも自立し、豊かな人生を送れるような社会的自立を果たすことを目標とする。
- ・学校に登校するという結果のみを目標とはせず、児童生徒が、自分の進路を主体的に考えられるようにすることを後押しする。

2 大きな役割を担うのが「学校教育」

—学校教育の役割は極めて大きい—

- ・学校という場は、多くの人たちとの関わりの中で様々な体験や経験を通して、実社会で役立つ生きる力を養う場。
- ・学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図ること、既存の学校教育になじめない児童生徒がいれば、その要因の解消に努める必要がある。

3 誰にでも起こり得るのが「不登校」

—不登校は問題行動ではない—

- ・要因は様々。誰にでも起こり得る。
- ・不登校は甘えでも怠けでもない。分かっているけど動けないというのが、不登校の児童生徒の心の状況。
- ・不登校の時期が、休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つこともある。

4 必要なのは「学びの保障」

—一人ひとりに合った支援をする—

- ・学業の遅れや、進路選択上の課題等があることに留意して適切な支援を行う。
- ・必要な支援は一人ひとり様々であり、またその時々で変わる。
- ・学校への復帰が望ましい児童生徒もいれば、ふれあい教室など学校外の学びの場の活用が必要な児童生徒もいる。学校だけで抱え込まず、公共機関や民間機関とも連携する。

教育委員会の施策

学校の取組

関係機関、関係者との連携

人的支援の充実

教員研修・会議

教育相談の充実

魅力ある学校づくり

草加1・3・7サポート

- ・学習補助員、学習指導補助員(全小中学校)
- ・学級支援員(全小学校)
- ・特別支援教室児童担当指導員の派遣

- ・学校支援指導員による相談・指導(チーム3S)
- ・特別支援教育研修会(通常学級担任対象)

- ・さわやか相談室の設置(全中学校)
- ・臨床心理士による相談、カウンセリング

- ・わかる授業の工夫
- ・親和的な学級経営、絆づくり(Q-U検査)
- ・豊かな心の育成(道徳教育の充実)
- ・いじめ撲滅の推進

- 児童生徒が学校を欠席したときに、学校が組織的に対応
 - ・欠席1日 電話連絡
 - ・欠席3日 家庭訪問
 - ・欠席7日 支援チーム(支援シート作成)

- ・スクールソーシャルワーカー(全中学校区)
- ・スクールカウンセラー(全小中学校)
- ・さわやか相談員(全中学校)

- ・草加市立小中学校問題解決支援チーム
- ・草加市不登校対策研修会の開催

- ・ふれあい教室の開設
- ・ステップルームの開設

- ・保護者・地域との連携強化
- ・将来に向けた生活習慣づくり、生徒指導
- ・ICTの効果的活用
- ・欠席中の学習評価

○学校のみでの対応が難しい状況については、**新たに支援体制**を組んで対応を行う。

- ・スクールカウンセラー、臨床心理士への相談
- ・スクールソーシャルワーカーの活用
- ・ふれあい教室の活用
- ・ステップルームの活用
- ・こども家庭課や地域ケアそうか、社会福祉協議会との連携
- ・福祉、医療機関への相談等

【関係機関】・学校 ・幼稚園、保育園、認定こども園 ・教育委員会 ・こども家庭課 ・フリースクール、親の会等の民間団体
・地域ケアそうか ・社会福祉協議会 ・福祉楽団 ・児童相談所 ・福祉、医療機関 ・警察 等

【関係者】・スクールカウンセラー ・民生委員、児童委員 ・スクールソーシャルワーカー ・さわやか相談員 ・福祉、医療関係者 等

『幼保小中を一貫した教育』 『地域とともにある教育』